

「参議院議員通常選挙」の期日前投票所の投票立会人を募集します



選挙に対する関心を高めるとともに、公平公正な選挙執行および投票しやすい環境づくりを目的として、7月に執行予定の参議院議員通常選挙の期日前投票所の投票立会人を募集します。

若い人の選挙に対する関心を高めるため、若い人の応募をお待ちしています。

▶期日前投票期間

公示日の翌日～投票日前日のいずれか希望する1日

※日程は決まり次第、お知らせします

▶立会時間 8時30分～20時

▶期日前投票所（3カ所）

- ・選挙管理委員会事務局（市役所本庁舎1階）
- ・島原文化会館展示ホールロビー
- ・有明庁舎相談室（1階）

※原則1人1回とします

▶申込資格 市内在住の有権者で、選挙時に本市の選挙人名簿に登録されている人

▶立会人数 96人（3カ所に各2人の16日間）

▶立会内容 投票が公平公正に行われるよう立ち会っていただきます

※職務の詳細は問い合わせてください

▶立会場所 期日前投票所（3カ所）のいずれか

▶報酬 1日9500円

※昼食などは各自準備してください

▶応募方法

ハガキ、FAX、電子メールで、住所・氏名・生年月日・電話番号（携帯可）・所属する政党（所属する政党がなければ無所属と記入）、立ち会いが可能な日または希望日、投票所などを記入し、選挙管理委員会に応募してください

※電話番号は必ず連絡のとれる番号を記入してください

※応募多数の場合は、立会人の経験がない人を優先します

※希望日などが競合した場合は抽選となります

▶申込期限 5月31日（火）まで（必着）

▶申し込み・問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

・住所 〒855-8555 島原市上の町537番地

・電話 63-1111 内線311

・FAX 64-6004

・電子メール senkyo@city.shimabara.lg.jp

投票立会人になった人は、その公益代表としての責務上、病気その他やむを得ない事故など正当な理由がある場合を除き辞職することができません。

また、正当な理由がなく職務を怠ったときには罰則の適用があります。

町内会・自治会に加入しよう！

町内会・自治会連合会では、5月を「加入促進月間」として、町内会や自治会への加入促進を図っています。皆さんも町内会・自治会に加入し、親睦や交流を深め、より豊かで潤いのある地域づくりに参加してみませんか。

一番身近な自治組織

町内会・自治会は地域に住む人たちによって運営されている一番身近な自治組織です。現在、市内には228の町内会・自治会があり、多くの人が加入し、お互いに協力し合い、支え合いながら、住みよい豊かなまちづくりに取り組んでいます。

自主防災組織



自主防災組織

町内会・自治会では、いつ起こるかもしれない災害に備え、自主防災組織をつくり防災訓練を実施するなど、いざというときの備えを行い、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。



町内会・自治会の主な活動

①地域でのふれあい…スポーツ大会、子ども会、運動会など

②地域での助け合い…自主防災活動、防犯パトロールなど

③地域への思いやり…独居老人への声掛け、敬老会など

④地域の生活環境向上…防犯灯やごみステーションの維持管理、市からの行政文書の回覧など

⑤地域へのやさしさ…清掃活動、緑化活動など

⑥歴史と文化の継承…祭り、精霊流し、伝統芸能など



▼町内会・自治会への加入問い合わせ先 お住まいの地域の会長または秘書人事課秘書広報班（☎⑥31111 内線124）